

Green Leaves

TOKYO GREEN
LAW OFFICE



〈撮影者：梶浦明裕弁護士 地名：鳴門海峡の渦潮〉

暑中お見舞い申し上げます。

盛夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本号では、古郡賢大弁護士が、改正・改訂のあった個人情報保護法とプライバシーポリシーの留意点につきまして解説いたします。

また、室賀祥護弁護士が、コロナ禍における従業員の在宅勤務義務について令和3年の東京地裁判決を踏まえて解説いたします。

最後に、長年当事務所でともに業務を行いこの5月に新事務所を開設した井崎淳二弁護士より退所のご挨拶を申し上げます。

東京グリーン法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番9号 スズエ・アンド・スズエビル5階

TEL(03)5501-3641 FAX(03)5501-3648

<http://www.greenlaw.ne.jp>

2022/7

Vol. 19

個人情報保護法の改正とプライバシーポリシー改訂の留意点について

弁護士 古郡 賢大



改正個人情報保護法が本年4月1日に施行されましたが、これを機にプライバシーポリシーの内容を見直したいといったご相談も多かったところです。改正内容は多岐に渡りますが、今回は改正の主なポイントと、改正に伴うプライバシーポリシー改訂の留意点についてご説明したいと思います。

第1 改正の主なポイント

1 漏えい等について、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化

漏えい等が発生した場合に、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態については、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が法的な義務とされました。法令では、次のケースが委員会への報告が必要となる事態であるとされています。

- 要配慮個人情報の漏えい等（例えば、犯罪被害事実や医療情報の漏えい）
- 財産的被害が発生するおそれがある個人データの漏えい等（例えば、クレジットカード番号の漏えい）
- 不正の目的をもって行われた行為による漏えい等（例えば、従業員による情報持ち出しやサイバー攻撃による漏えい）
- 1000人を超える個人データの漏えい等
- 上記の漏えい等のおそれがある場合

2 外国への個人データ移転の際の情報提供の拡充

個人データを外国にある第三者に提供する際には、原則として本人の同意が必要ですが、同意に先立って、以下の情報を本人に提供しなければならないことになりました。

- 移転先の外国の名称
- 移転先の外国における個人情報の保護に関する制度
- 移転先が講じている個人情報保護のための措置

3 公表事項の拡大

安全管理のために講じた措置について、公表等する義務がある事項として追加されました。改正前は、事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等が公表事項として規定されていましたが、例えば、個人データの適正な取扱いの確保のため関係法令やガイドラインの遵守について基本方針を策定したとか、個人データを保管している外国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで安全管理措置を実施した等、安全管理のために講じた措置があれば公表等する義務があることとされました。

4 保有個人データの開示方法のデジタル化等

保有個人データの開示方法は、書面による交付が原則でしたが、電磁的記録の提供（CD-ROM等の媒体の郵送、

電子メールによる送信、ウェブサイトでのダウンロード等）を含め、本人が指示できるようになりました。また、従来は6カ月以内に消去する短期保存データは「保有個人データ」に該当せず、開示請求等に応じる必要はありませんでしたが、このデータについても対応が必要となりました。

5 利用停止・消去請求、第三者提供の停止請求要件の緩和

改正前は、本人が利用停止・消去の請求ができるのは、目的外利用や不正取得の場合に限定され、第三者提供の停止を請求できるのは第三者提供義務違反の場合に限定されていましたが、改正により、以下の場合にも可能になりました。

- 利用する必要がなくなった場合（例えば、ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受けてダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合）
- 個人情報保護委員会への報告義務がある、重大な漏えい等が発生した場合（例えば、クレジットカード番号を含む個人データが漏洩した場合）
- 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合（例えば、退職した従業員の情報を自社のホームページに掲載し続け、本人の不利益になった場合）

6 「仮名加工情報」「個人関連情報」

「仮名加工情報」（特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報）が創設され、過去に内部分析目的で収集した個人データではなくても、仮名加工情報にすることによって、内部での分析や利用ができることになりました。

また、例えば、Cookie等を通じて収集されたウェブサイト閲覧履歴や、サービスの購買履歴、位置情報等については「個人関連情報」と整理され、この情報を第三者提供する場合に、提供を受ける側において個人データとして取得することが想定されるときは、提供する側に、第三者提供に関して本人同意が得られていることを確認することが義務付けられました。

第2 改正に伴うプライバシーポリシー改訂の留意点

1 プライバシーポリシーを公表する法的な意味

プライバシーポリシーを、自社のホームページ等を通じて公表することの法的な意味としては、①法令上、本人に対して、「通知」「公表」「知り得る状態に置く」等が求められている事項について、プライバシーポリシーに記載することで達成する、②法令上、本人に対して「同意」を取得することが求められている事項について、プライバシーポリシーに同意させることで本人同意を得る（もちろん記載してあるだけでは同意取得にはなりません。プライバシーポリシーに同意する、とのアクションを本人から得ることが必要です）が挙げられます。

2 改正対応の基本的な考え方

したがって、改正対応としては、法令上本人への通知や同意が求められている事項に漏れがないかを確認し、新たに追記する事項があるか検討することが必要です。例えば、主な改正のポイント2で挙げた、個人データを外国にある第三者に提供することがある場合には、①移転先の外国の名称、②移転先の外国における個人情報の保護に関

する制度、③移転先が講じている個人情報保護のための措置を、プライバシーポリシーに記載する必要があります(なお、②については、個人情報保護委員会が、一定の国や地域の制度情報をウェブページに掲載していますので、このリンクを貼る等の工夫をします)。

また、社内で個人関連情報や仮名加工情報といった新たな法定情報の利活用がある場合には、法令遵守の体制が整っているかを検討したうえで、利用目的の変更等、プライバシーポリシーに記載する必要のある事項がある場合には対応が必要となります。

近時では、不適切な情報収集行為や、個人情報漏洩事故に対する社会的な批判も強く、レピュテーションリスクとの関係でも、定期的に保有個人データの棚卸しをする等して、社内の法令遵守体制を整えることが重要です。

なお、個人情報保護法は施行後3年ごとの法律の見直し規定があるため、今回の改正後も定期的な法改正の可能性がります。プライバシーポリシーの内容や社内の情報管理体制につき点検が必要な場合には、随時ご相談ください。

従業員に在宅勤務をさせる義務があるか

弁護士 室賀 祥護



コロナ禍を契機として、在宅勤務の導入など働き方改革が進展しましたが、これに伴い、雇用に関する様々な法的問題も浮き上がってきました。

今回は、コロナ禍において、在宅勤務を希望する従業員に対し、使用者が在宅勤務をさせる

義務を負うかが争われた裁判例(東京地判令和3年9月28日、労判1257号52頁)をご紹介します。

1 事案の概要

X氏は、2020年2月に(集団感染が発生していたダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に入港したのが2月です)、派遣会社であるY社と雇用契約を締結し、翌3月から派遣社員としてA社に派遣されて勤務することになりました。X氏は、通勤による感染リスクの懸念から、時差出勤と在宅勤務を希望し、Y社に対して、A社との調整を依頼しました。これを受けたA社は、X氏と協議し、入社後数日間は時差出勤とし、その後は在宅勤務とすることを認めました。しかし、在宅勤務を開始してから数日後、X氏はA社から再び出社を要請されました。

在宅勤務を打ち切られたX氏は、Y社に対して、在宅勤務ができるようA社に十分な働きかけをしなかったことが違法である等と主張して、損害賠償請求訴訟を提起しました。

使用者は、雇用契約に基づき、従業員の健康や安全に配慮する義務を負っていますが(労働契約法5条)、通勤による感染リスクを懸念する従業員に対して、希望どおり在宅勤務をさせる義務まで負うのが裁判の争点の一つとなりました。

2 裁判所の判断

裁判所は、新型コロナウイルスの知見は、当時、十分に集積されておらず、通勤による感染リスクの程度も不明であったため、Y社やA社において、X氏が通勤によって新型コロナウイルスに感染することを具体的に予見できたとはいえないと判断しました。

そして、通勤による感染が予見できない以上、通勤による感染を回避する措置を取る義務も生じないため、Y社がX氏に在宅勤務をさせる義務はないと判断し、X氏の損害賠償請求を認めませんでした。

3 小 括

本裁判例は、事件当時における新型コロナウイルスの知見が不十分であったことを理由として、使用者が従業員に在宅勤務をさせる義務を否定した事例です。

新型コロナウイルスの知見は日々蓄積されているため、今後、通勤による感染を予見できたとして、在宅勤務をさせる義務が認められる可能性もあります。

裁判において、感染を予見できたか否かの判断は、政府や業界団体が発するガイドライン等の感染対策情報(厚労省等のウェブサイト等に掲載されています。)が重要な考慮要素となります。今回の新型コロナウイルスに限らず、有事の際には、こうした情報をご確認いただくことが肝要です。

退所のご挨拶

弁護士 井崎 淳二



本年4月30日をもちまして、約20年間(19年7ヶ月)勤務しました東京グリーン法律事務所を退所し、本年5月1日付けで港区赤坂に「オリゾン法律事務所」を新設いたしました。これまで、関係者の皆様には大変お世話になりました。新事務所の設立を成

し得たのも、皆様のお力添えがあったからこそであり、心より感謝を申し上げます。

また、東京グリーン法律事務所の仲間には、小職の退所をご快諾いただき、また温かく送り出してくださいました。これまで、東京グリーン法律事務所の一員であったことを誇りに思っております。

さて、今後、小職は、オリゾン法律事務所にて、当面は弁護士3名と事務局2名の体制で、良質かつ確かなリーガルサービスの提供に向けて邁進してまいります。まだまだ未熟な弁護士ではございますが、日々、研鑽を重ね、精進する所存でございますので、何かの折にふれ改めてご挨拶させていただく機会がございましたら、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

近況報告



弁護士 古川 史高

新型コロナウイルスの感染は、多少落ち着いてきたようですが、完全になくなるというものではないようです。Withコロナということで、早く通常の生活に戻りたいものです。



弁護士 笹浪 雅義

顧問先の屋外パーティーに行きました。家族と京都に行きました。高校の同期会で北海道に行き、ついでに中学の同級生と会ってきました。少しずつ世の中が広がっているように思います。



弁護士 岩田 修

消費者被害は後を絶ちませんが、幾つか法律が改正されています。被害に遭ったかな?と思ったら、少額の被害でもあきらめずに、消費者センター、弁護士に相談してください。



弁護士 近森 章宏

4月1日から育児介護休業法が段階的に改正され、育児休業を取得しやすい環境整備が義務化されたほか、妊娠・出産を申し出た労働者に育児休業制度を告知すること等が義務化されますのでご注意下さい。



弁護士 川原 奈緒子

7年に1度の「善行寺前立本尊御開帳」に、日帰りで行ってきました。「ちょっとしたお出掛け」すら叶わなかった日常だったため、参拝待ちの70分でさえ、新鮮でありました。



弁護士 新森 圭

コロナ禍と第一子の誕生により約2年ゴルフから離れていたのですが、最近お誘いいただく機会が増えてきました。スコアは…ですが、気兼ねなくレジャーに行ける日が来ることを願ってやみません。



弁護士 室賀 祥護

今年4月から、東京弁護士会の労働法制特別委員会に所属しております。労働法制に関する提言等を行うほか、労働法判例研究、公務員労働法制研究等の活動を行っております。



客員弁護士 渥美 三奈子

本年4月の実質賃金は前年同月比1%強下落した。日銀が金融緩和で目指した2%の物価上昇策では、賃金下落は想定外で、金融緩和政策は機能不全に陥っていることになる。



弁護士 伊豆 隆義

一年間東京新都心ロータリークラブの幹事を務めさせていただきました。業務の方は東京プロマーケット上場の支援、原発賠償など相変わらずです。皆様のご健勝を祈念します。



弁護士 工藤 研

今年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されました。幅広い事業者、(基本的には)プラスチックが使用されている製品すべてが対象となっています。ご確認下さい。



弁護士 梶浦 明裕

4月から東京三弁護士会の医療関係事件検討協議会の副委員長を務めています。東京地裁医療集中部の裁判官や都内13大学病院の医師と意見交換をするなど学びがあります。



弁護士 堀田 和宏

最近、安眠枕というものを購入しました。寝返りを打ってもなお就寝時の頭の位置を適切なものに保持するというもので、よく眠れる気がします。何事も試してみるものですね。



弁護士 工藤 杏平

弁護士会などの法律相談を定期的に担当しています。限られた時間の中で相談内容を聞き取り、正確かつ有効な法的助言をすることは難しいですが、弁護士の仕事の原点ともいえるやりがいのある仕事だと感じています。



弁護士 古郡 賢大

特集記事では、改正対応のお問い合わせが多かったテーマを取り上げました。プライバシーポリシーは多くの会社にとって身近なものです。法規制の内容はやや複雑です。ポイントを絞り分りやすくお伝えできれば幸いです。



弁護士 月山 鉄平

下請法運用基準が改正され、下請業者が、コスト上昇により、取引価格の値上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁しない理由を書面等で回答せずに価格を据え置くと、買ったときに該当するおそれがあるとされました。時勢柄、ご留意下さい。



新入所弁護士紹介

弁護士 宮城 海斗

本年4月に弁護士となり、当事務所にて勤務を開始しました。依頼者の方々の抱えている様々な悩みを解消できるように尽力しますので、どうかよろしくお願いたします。

事務局便り

先日、いつも素気ない愛犬が突然甘えん坊に…。普段とは違う態度に具合が悪いのかと心配になり、病院へ行くと獣医さんから一言。「どこも悪くないよ。ただ甘えてるだけだね(笑)」

(YH)